



# 愛媛県報

平成14年5月10日金曜日 第1354号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	579
土地改良区役員の就退任の届出（7件）.....	579
土地改良区役員の退任の届出.....	582
土地改良区の定款変更の認可.....	582
新たな土地改良事業の施行の認可（6件）.....	582
土地改良区連合の定款変更の認可.....	583
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	583
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	583
町営土地改良事業の施行の同意.....	583
県営土地改良事業の工事の完了.....	583
家畜人工授精師の免許証の交付.....	584
解除予定保安林.....	584
公有水面埋立免許の出願（2件）.....	584

道路の区域変更（一般国道378号）.....	589
道路の供用開始（"）.....	589

## 公 告

公文書の公開の実施状況.....	590
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	590
愛媛県歯科技術専門学校入学試験の実施.....	591

## 人事委員会公告

平成14年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	592
-------------------------------	-----

## 公安委員会告示

少年指導委員の委嘱.....	595
----------------	-----

## 雑 報

工事の着手について.....	596
----------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
Aコープ北条店	北条市辻445番地3	駐車場の位置	店舗東側駐車場及び店舗屋上駐車場	店舗東側駐車場及び店舗北側駐車場	平成14年12月25日	平成14年4月25日
		駐車場の自動車の出入口の数	2箇所	4箇所		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

### ○愛媛県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任

し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 了	松山市太山寺町1874番地
"	岡 本 泰 茂	松山市勝岡町2599番地 2
監 事	鵜久森 紀 元	松山市太山寺町1816番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鵜久森 紀 元	松山市太山寺町1816番地
"	藤 井 長 城	松山市勝岡町2671番地
監 事	小 池 了	松山市太山寺町1874番地

○愛媛県告示第 962 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 一 宏	松山市古川北四丁目13番 1号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番 1号
"	林 秀 男	松山市古川北四丁目11番 2号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目19番23号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1号
"	松 本 虎 好	松山市古川西三丁目 4番 4号
"	大 西 政 則	松山市古川南三丁目18番 7号
"	今 村 晋 一	松山市古川南一丁目22番10号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4番 5号
"	大 西 裕 雄	松山市古川北一丁目 2番18号
監 事	有 光 幸 男	松山市古川北四丁目18番 7号
"	有 光 賀 孝	松山市古川南二丁目 8番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 一 宏	松山市古川北四丁目13番 1号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番 1号
"	林 秀 男	松山市古川北四丁目11番 2号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番10号
"	貝 崎 政 幸	松山市古川北一丁目 3番 1号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目19番23号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1号
"	松 本 虎 好	松山市古川西三丁目 4番 4号
"	大 西 政 則	松山市古川南三丁目18番 7号
"	今 村 晋 一	松山市古川南一丁目22番10号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4番 5号
監 事	有 光 幸 男	松山市古川北四丁目18番 7号

"	有 光 賀 孝	松山市古川南二丁目 8番21号
---	---------	-----------------

○愛媛県告示第 963 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 昭 弘	松山市吉藤二丁目19番19号
"	白 石 長 明	松山市吉藤五丁目16番37号
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3番17号
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	能 田 雅 雄	松山市吉藤五丁目1124番地 2
"	田 房 賢 三	松山市吉藤五丁目10番33号
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2
"	野 本 貢	松山市吉藤五丁目22番 6号
"	松 岡 敬 治	松山市吉藤二丁目18番13号
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	田 房 勝 仁	松山市吉藤一丁目 4番21号
"	光 峰 英 臣	松山市吉藤一丁目 3番 5号
"	野 本 幸 治	松山市吉藤五丁目20番73号
"	能 田 喜 作	松山市吉藤五丁目1090番地
"	野 本 武 春	松山市吉藤五丁目1640番地
"	野 本 正 一	松山市吉藤五丁目 9番27号
"	白 石 才 治 郎	松山市吉藤五丁目1274番地
"	藤 村 純 徳	松山市吉藤二丁目 6番33号
"	和 田 武	松山市吉藤五丁目21番10号
"	松 岡 勝 彦	松山市吉藤五丁目13番 5号
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤五丁目 9番35号
"	松 岡 正 隆	松山市吉藤一丁目 3番14号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 和 範	松山市吉藤五丁目18番21号
"	門 屋 桂	松山市吉藤五丁目22番38号
"	白 石 繁 一	松山市吉藤五丁目1225番地 1
"	白 石 長 明	松山市吉藤五丁目16番37号
"	石 橋 秀 通	松山市吉藤五丁目1088番地
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	松 岡 博 秀	松山市吉藤一丁目 4番21号
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目 3番17号
"	門 屋 昭 弘	松山市吉藤二丁目19番19号
"	古 川 庄 一	松山市吉藤二丁目 5番24号
"	松 岡 温	松山市吉藤五丁目1235番地
"	能 田 雅 雄	松山市吉藤五丁目1124番地 2
"	白 石 修 一	松山市吉藤五丁目 4番 8号
"	白 石 良 男	松山市吉藤五丁目15番11号
"	藤 原 竹 雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	藤 野 雄	松山市吉藤五丁目 9番 6号

"	野 本 文 雄	松山市吉藤五丁目22番4号
"	野 本 泰 博	松山市吉藤五丁目1563番地
"	門 屋 早 人	松山市吉藤五丁目21番33号
"	田 房 賢 三	松山市吉藤五丁目10番33号
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤五丁目9番35号
"	松 岡 正 隆	松山市吉藤一丁目3番14号

○愛媛県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 丸 清	松山市福角町甲622番地2
"	光 宗 一 彦	松山市福角町甲1655番地
"	乗 松 豊 和	松山市福角町甲1645番地1
"	高 橋 三 郎	松山市福角町甲670番地1
"	石 丸 勲	松山市福角町甲775番地
"	岡 本 順 一	松山市福角町甲771番地1
"	石 丸 富士朗	松山市福角町甲55番地4
"	石 丸 吉 彦	松山市福角町甲336番地
"	柳 原 弘	松山市福角町甲1405番地2
監 事	乗 松 健 二	松山市福角町甲1690番地
"	乗 松 坂 則	松山市福角町甲231番地1
"	田 中 志 郎	松山市福角町甲1245番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乗 松 堯	松山市福角町甲319番地2
"	乗 松 一 男	松山市福角町甲236番地1
"	西 山 茂	松山市福角町甲1634番地1
"	光 宗 輝 男	松山市福角町甲1672番地1
"	桐 木 孝	松山市福角町甲796番地2
"	岡 本 要	松山市福角町甲880番地
"	柳 原 弘	松山市福角町甲1405番地2
"	柳 原 厚	松山市福角町甲524番地1
"	石 丸 栄 志	松山市福角町甲1244番地
監 事	乗 松 健 二	松山市福角町甲1690番地
"	高 橋 三 郎	松山市福角町甲670番地1
"	石 丸 智	松山市福角町甲832番地

○愛媛県告示第965号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地2
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地3
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
"	倉 田 知 忠	松山市志津川町298番地2
"	青 木 良 成	松山市志津川町18番地
"	市 田 尚 史	松山市志津川町92番地1
"	岡 本 幹 夫	松山市志津川町65番地1
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地2
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地2
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地3
"	和 田 卓 実	松山市志津川町55番地2
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
"	倉 田 知 忠	松山市志津川町298番地2
"	青 木 良 成	松山市志津川町18番地
"	藤 本 彰	松山市志津川町2番地
"	安 藤 信 一 郎	松山市志津川町77番地
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地1

○愛媛県告示第966号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180番地4
"	松 本 太 茂 一	松山市窪野町乙429番地3
"	相 原 賢 吾	松山市窪野町1823番地
"	松 下 幸 男	松山市窪野町162番地
"	相 原 俊 孝	松山市浄瑠璃町836番地
"	野 口 真 吾	松山市浄瑠璃町447番地
"	松 本 三 郎	松山市久谷町54番地
"	中 川 洋 一	松山市久谷町636番地
"	谷 口 春 市	松山市久谷町1774番地
監 事	大 川 晋 一	松山市浄瑠璃町甲312番地2
"	坂 本 義 直	松山市久谷町2931番地
"	権 名 津 貞 範	松山市窪野町1144番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180番地 4
"	野 口 保 行	松山市浄瑠璃町甲112番地
"	三 神 良 孝	松山市浄瑠璃町甲864番地
"	麓 徳 夫	松山市久谷町甲1777番地
"	武 智 淳 一	松山市久谷町甲168番地
"	相 原 正 人	松山市久谷町甲543番地
"	相 原 賢 吾	松山市窪野町1823番地
"	松 下 幸 男	松山市窪野町162番地
"	松 本 太 茂 一	松山市窪野町乙429番地 3
監 事	野 口 良 忠	松山市浄瑠璃町130番地
"	川 井 秀 一	松山市久谷町2205番地
"	篠 原 敏 一	松山市窪野町607番地 2

○愛媛県告示第 967 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東予市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 恒 治	東予市三津屋南14番33号
"	石 原 一 雄	東予市三津屋南12番 7号
"	石 原 尚	東予市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	東予市三津屋122番地
"	一 色 力 彌	東予市三津屋南 2 番29号
"	二 神 清 一	東予市三津屋108番地
監 事	一 色 忠 司	東予市三津屋南13番 6号
"	一 色 実	東予市三津屋 8 番地の 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 恒 治	東予市三津屋南14番33号
"	石 原 一 雄	東予市三津屋南12番 7号
"	石 原 尚	東予市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	東予市三津屋122番地
"	一 色 力 彌	東予市三津屋南 2 番29号
"	二 神 清 一	東予市三津屋108番地
監 事	一 色 忠 司	東予市三津屋南13番 6号
"	一 色 実	東予市三津屋 8 番地の 3

○愛媛県告示第 968 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、今治市富田地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	結 田 一 男	今治市喜田村六丁目 1 番31号

○愛媛県告示第 969 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、今治市乃万地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 970 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町蕪崎土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹の内地区）の施行を平成14年 4月26日認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 971 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中井出地区）の施行を平成14年 5月 1 日認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 972 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・猿喰ゲート地区）の施行を平成14年 5月 1 日認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 973 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛地区）の施行を平成14年 5月 1 日認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 974 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・神の木地区）の施行を平成14年 5月 1 日認可した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 975 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛屋上地区）の施行を平成14年 5 月 1 日認可した。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 976 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、南予用水土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 977 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、八幡浜市真網代、向灘、川之内及び五反田、西宇和郡保内町宮内及び喜木並びに同郡三瓶町周木、津布理及び蔵貫地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・佐田岬半島東地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 5 月13日から 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所、保内町役場及び三瓶町役場

○愛媛県告示第 978 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西宇和郡保内町宮内及び須川並びに同郡三瓶町周木、二及、垣生及び蔵貫地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・佐田岬半島東地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 5 月13日から 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
保内町役場及び三瓶町役場

○愛媛県告示第 979 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の

規定により、温泉郡中島町大字上怒和地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全整備事業・怒和地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 5 月13日から 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
中島町役場

○愛媛県告示第 980 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、温泉郡中島町大字元怒和地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全整備事業・怒和南地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 5 月13日から 6 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
中島町役場

○愛媛県告示第 981 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・岡地区）の施行に平成14年 5 月 1 日同意した。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 982 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 5 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
一般農道整備事業	小島地区	平成14年 3 月28日
かんがい排水事業	保内地区	平成14年 2 月 4 日

○愛媛県告示第 983 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日 月 年	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1760号	平成14年 5月10日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	北宇和郡広見町大字畔屋110番地 1	氏 本 秀 仁 昭和51年 1月21日

○愛媛県告示第 984 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西宇和郡伊方町豊之浦字ヨコモチ 870 の 4
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第 985 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び吉田町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県  
松山市一番町四丁目 4 番地 2  
代表者 知事 加 戸 守 行  
松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2 番耕地 4 91 番 1 地先から同字ゴラダ 2 番耕地 2 番 1 地先までの公有水面

(イ) 2 工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ヲラギダ 1 番耕地 407 番12地先から同字ムカイ 1 番耕地38番 1 地先までの公有水面

(ウ) 3 工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦 1 番耕地 133 番 7 地先から同字宮ノ浦 1 番耕地 426 番 1 地先まで

の公有水面

(エ) 4 工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦 1 番耕地11番 6 地先の公有水面

イ 区域

(オ) 1 工区

次の 1 点から39点までを順次直線で結んだ線並びに39点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . + 2 25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点 1（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2 番耕地 474 番 2 地先の道（町道深浦上線）に設置した金属鉾）は、北緯33度19分 3 秒、東経 132 度30分 17秒の地点

1 点は、基点 1 から真北96度26分20秒 80 44 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 167 度34分14秒 10 38 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 253 度52分26秒1 82メートルの地点

4 点は、3 点から真北 163 度52分19秒5 70メートルの地点

5 点は、4 点から真北 253 度50分43秒1 57メートルの地点

6 点は、5 点から真北 343 度51分32秒2 93メートルの地点

7 点は、6 点から真北 253 度52分43秒7 66メートルの地点

8 点は、7 点から真北 253 度52分38秒9 96メートルの地点

9 点は、8 点から真北 163 度52分 1 秒2 40メートルの地点

10 点は、9 点から真北 253 度51分46秒2 34メートルの地点

11 点は、10点から真北 343 度51分48秒1 00メートルの地点

12 点は、11点から真北 253 度52分30秒2 80メートルの地点

13 点は、12点から真北 163 度55分 7 秒1 00メートルの地点

14 点は、13点から真北 253 度53分16秒0 50メートルの地点

15点は、14点から真北 343 度52分 1 秒2 .40メートルの地点  
 16点は、15点から真北 253 度52分 3 秒4 .40メートルの地点  
 17点は、16点から真北 253 度52分37秒9 .99メートルの地点  
 18点は、17点から真北 248 度58分51秒 10 .16メートルの地点  
 19点は、18点から真北 158 度57分58秒2 .40メートルの地点  
 20点は、19点から真北 248 度59分34秒0 .50メートルの地点  
 21点は、20点から真北 338 度57分10秒1 .00メートルの地点  
 22点は、21点から真北 248 度59分15秒2 .80メートルの地点  
 23点は、22点から真北 158 度58分22秒1 .00メートルの地点  
 24点は、23点から真北 248 度58分 4 秒2 .34メートルの地点  
 25点は、24点から真北 338 度58分28秒2 .40メートルの地点  
 26点は、25点から真北 248 度58分32秒 12 .69メートルの地点  
 27点は、26点から真北 160 度 2 分55秒2 .91メートルの地点  
 28点は、27点から真北 250 度 3 分 4 秒3 .48メートルの地点  
 29点は、28点から真北 340 度 0 分26秒0 .43メートルの地点  
 30点は、29点から真北 250 度 3 分56秒1 .50メートルの地点  
 31点は、30点から真北 160 度 2 分30秒3 .06メートルの地点  
 32点は、31点から真北 211 度 9 分34秒 10 .42メートルの地点  
 33点は、32点から真北 301 度 9 分 7 秒2 .80メートルの地点  
 34点は、33点から真北 211 度 9 分30秒 26 .30メートルの地点  
 35点は、34点から真北 121 度10分29秒1 .00メートルの地点  
 36点は、35点から真北 211 度 9 分 4 秒3 .50メートルの地点  
 37点は、36点から真北 301 度10分29秒1 .00メートルの地点  
 38点は、37点から真北 211 度 9 分40秒7 .70メートルの地点  
 39点は、38点から真北 301 度11分51秒0 .69メートルの地点

## (イ) 2 工区

次の40点から53点までを順次直線で結んだ線、53点と54点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L

. + 2 .25メートル）の陸と公有水面との接する線、54点から64点までを順次直線で結んだ線並びに64点と40点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . + 2 .25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点 1（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2 番耕地 474 番 2 地先の道（町道深浦上線）に設置した金属鉄）は、北緯33度19分 3 秒、東経 132 度30分 17秒の地点

40点は、基点 1 から真北92度53分24秒179 .22メートルの地点

41点は、40点から真北 258 度10分55秒 13 .77メートルの地点

42点は、41点から真北 348 度10分53秒6 .00メートルの地点

43点は、42点から真北 258 度11分12秒6 .32メートルの地点

44点は、43点から真北 348 度10分55秒3 .10メートルの地点

45点は、44点から真北 258 度10分49秒7 .48メートルの地点

46点は、45点から真北 258 度10分55秒 52 .09メートルの地点

47点は、46点から真北 168 度10分54秒3 .10メートルの地点

48点は、47点から真北 258 度10分24秒1 .61メートルの地点

49点は、48点から真北 343 度52分47秒5 .02メートルの地点

50点は、49点から真北 253 度54分32秒1 .66メートルの地点

51点は、50点から真北 328 度56分55秒0 .99メートルの地点

52点は、51点から真北 328 度56分49秒 22 .95メートルの地点

53点は、52点から真北 339 度10分18秒2 .22メートルの地点

54点は、基点 1 から真北83度38分56秒 95 .21メートルの地点

55点は、54点から真北 139 度40分25秒2 .15メートルの地点

56点は、55点から真北 149 度 3 分 5 秒6 .16メートルの地点

57点は、56点から真北 112 度38分12秒4 .35メートルの地点

58点は、57点から真北75度26分12秒3 .14メートルの地点

59点は、58点から真北75度53分46秒 10 .11メートルの地点

60点は、59点から真北76度36分41秒 10 .11メートルの地点

61点は、60点から真北77度12分 9 秒6 .65メートルの地点

62点は、61点から真北77度40分39秒6.65メートルの地点

63点は、62点から真北28度30分16秒3.97メートルの地点

64点は、63点から真北339度55分12秒14.11メートルの地点

(ウ) 3工区

次の65点から95点までを順次直線で結んだ線並びに95点と65点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点2(北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地4番3地先の道(国道378号)に設置した金属鉋)は、北緯33度19分0秒、東経132度30分32秒の地点

65点は、基点2から真北50度12分37秒334.00メートルの地点

66点は、65点から真北242度21分56秒3.35メートルの地点

67点は、66点から真北332度21分3秒1.70メートルの地点

68点は、67点から真北242度21分51秒13.71メートルの地点

69点は、68点から真北242度24分24秒1.00メートルの地点

70点は、69点から真北242度22分0秒19.66メートルの地点

71点は、70点から真北152度21分56秒1.70メートルの地点

72点は、71点から真北242度21分44秒2.51メートルの地点

73点は、72点から真北152度27分59秒0.24メートルの地点

74点は、73点から真北242度22分1秒17.23メートルの地点

75点は、74点から真北242度21分54秒10.00メートルの地点

76点は、75点から真北242度22分4秒10.00メートルの地点

77点は、76点から真北242度22分11秒14.39メートルの地点

78点は、77点から真北242度22分22秒5.61メートルの地点

79点は、78点から真北241度28分42秒9.93メートルの地点

80点は、79点から真北242度9分17秒10.14メートルの地点

81点は、80点から真北242度50分41秒2.14メートルの地点

82点は、81点から真北332度59分58秒0.24メートルの地点

83点は、82点から真北243度9分24秒3.59メートルの地点

84点は、83点から真北333度26分7秒1.70メートルの地点

85点は、84点から真北243度36分26秒4.48メートルの地点

86点は、85点から真北244度26分36秒10.18メートルの地点

87点は、86点から真北245度35分24秒10.19メートルの地点

88点は、87点から真北246度43分52秒10.19メートルの地点

89点は、88点から真北247度27分41秒2.02メートルの地点

90点は、89点から真北247度33分37秒1.00メートルの地点

91点は、90点から真北248度2分37秒7.17メートルの地点

92点は、91点から真北249度1分24秒10.19メートルの地点

93点は、92点から真北249度53分35秒5.18メートルの地点

94点は、93点から真北160度9分34秒1.70メートルの地点

95点は、94点から真北250度50分54秒11.85メートルの地点

(エ) 4工区

次の96点から99点までを順次直線で結んだ線並びに99点と96点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点2(北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地4番3地先の道(国道378号)に設置した金属鉋)は、北緯33度19分0秒、東経132度30分32秒の地点

96点は、基点2から真北24度58分57秒108.85メートルの地点

97点は、96点から真北117度30分47秒11.88メートルの地点

98点は、97点から真北207度31分8秒5.00メートルの地点

99点は、98点から真北297度30分38秒12.11メートルの地点

ウ 面積

1工区 1,534.92平方メートル

2工区 1,841.17平方メートル

3工区 1,685.31平方メートル

4工区 60.10平方メートル

合計 5,121.50平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1、2工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地491番1地先から同字ヲラギダ1番耕地409番1地先までの公有水面及び陸域



## (イ) 3、4工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地11番  
6地先から同字宮ノ浦1番耕地426番1地先までの  
公有水面及び陸域

## イ 区域

## (ア) 1、2工区

次の1点から34点までを順次直線で結んだ線及び  
34点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1(北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2  
番耕地474番2地先の道(町道深浦上線)に設置し  
た金属鋳)は、北緯33度19分3秒、東経132度30分  
17秒の地点

1点は、基点1から真北119度51分28秒228.00メ  
ートルの地点

2点は、1点から真北255度7分30秒154.31メ  
ートルの地点

3点は、2点から真北305度11分45秒88.13メ  
ートルの地点

4点は、3点から真北14度23分30秒15.03メ  
ートルの地点

5点は、4点から真北17度30分51秒7.57メ  
ートルの地点

6点は、5点から真北22度51分32秒10.06メ  
ートルの地点

7点は、6点から真北30度48分1秒4.01メ  
ートルの地点

8点は、7点から真北37度38分45秒3.70メ  
ートルの地点

9点は、8点から真北40度49分36秒6.26メ  
ートルの地点

10点は、9点から真北32度21分31秒4.57メ  
ートルの地点

11点は、10点から真北22度57分8秒2.39メ  
ートルの地点

12点は、11点から真北13度1分57秒4.18メ  
ートルの地点

13点は、12点から真北4度12分29秒5.54メ  
ートルの地点

14点は、13点から真北2度25分55秒17.25メ  
ートルの地点

15点は、14点から真北10度53分9秒3.24メ  
ートルの地点

16点は、15点から真北42度15分8秒11.11メ  
ートルの地点

17点は、16点から真北60度0分3秒23.25メ  
ートルの地点

18点は、17点から真北59度17分15秒40.31メ  
ートルの地点

19点は、18点から真北53度6分12秒7.96メ  
ートルの地点

20点は、19点から真北61度16分47秒21.96メ  
ートルの地点

21点は、20点から真北65度8分35秒26.86メ  
ートルの地点

ルの地点

22点は、21点から真北74度51分13秒13.61メ  
ートルの地点

23点は、22点から真北92度55分59秒6.83メ  
ートルの地点

24点は、23点から真北108度35分40秒5.17メ  
ートルの地点

25点は、24点から真北122度28分31秒5.36メ  
ートルの地点

26点は、25点から真北133度1分30秒8.47メ  
ートルの地点

27点は、26点から真北137度25分10秒58.17メ  
ートルの地点

28点は、27点から真北246度58分1秒4.88メ  
ートルの地点

29点は、28点から真北260度37分0秒3.42メ  
ートルの地点

30点は、29点から真北164度54分22秒17.35メ  
ートルの地点

31点は、30点から真北242度59分49秒0.97メ  
ートルの地点

32点は、31点から真北163度57分7秒50.95メ  
ートルの地点

33点は、32点から真北166度26分4秒5.30メ  
ートルの地点

34点は、33点から真北248度15分58秒8.24メ  
ートルの地点

## (イ) 3、4工区

次の35点から65点までを順次直線で結んだ線及び  
65点と35点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点2(北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番  
耕地4番3地先の道(国道378号)に設置した金属  
鋳)は、北緯33度19分0秒、東経132度30分32秒の  
地点

35点は、基点2から真北83度29分43秒121.49メ  
ートルの地点

36点は、35点から真北292度57分45秒106.54メ  
ートルの地点

37点は、36点から真北353度25分4秒15.57メ  
ートルの地点

38点は、37点から真北357度52分21秒5.17メ  
ートルの地点

39点は、38点から真北6度38分51秒17.57メ  
ートルの地点

40点は、39点から真北11度26分45秒13.29メ  
ートルの地点

41点は、40点から真北22度35分12秒11.90メ  
ートルの地点

42点は、41点から真北30度22分50秒18.01メ  
ートルの地点

43点は、42点から真北40度18分39秒12.49メ  
ートルの地点

44点は、43点から真北45度25分3秒7.13メ  
ートルの地点

の地点

45点は、44点から真北52度22分54秒 24.64メートルの地点

46点は、45点から真北53度52分50秒 11.48メートルの地点

47点は、46点から真北57度6分44秒 14.17メートルの地点

48点は、47点から真北63度26分3秒 23.80メートルの地点

49点は、48点から真北69度42分9秒 10.79メートルの地点

50点は、49点から真北82度23分2秒 8.45メートルの地点

51点は、50点から真北 109度8分32秒 22.60メートルの地点

52点は、51点から真北91度23分48秒 15.90メートルの地点

53点は、52点から真北78度2分30秒 13.96メートルの地点

54点は、53点から真北62度10分58秒 11.94メートルの地点

55点は、54点から真北44度15分26秒 16.95メートルの地点

56点は、55点から真北21度49分29秒 16.11メートルの地点

57点は、56点から真北36度41分23秒 9.63メートルの地点

58点は、57点から真北60度15分50秒 9.90メートルの地点

59点は、58点から真北70度13分28秒 9.53メートルの地点

60点は、59点から真北 107度5分2秒 24.76メートルの地点

61点は、60点から真北 187度44分43秒 15.33メートルの地点

62点は、61点から真北99度16分18秒 14.60メートルの地点

63点は、62点から真北77度2分4秒 8.72メートルの地点

64点は、63点から真北 167度52分13秒 86.85メートルの地点

65点は、64点から真北 245度22分2秒 168.55メートルの地点

ウ 面積

1、2工区 30,130.72平方メートル

3、4工区 32,861.24平方メートル

合 計 62,991.96平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 1,020平方メートル

胸壁用地 約 20平方メートル

漁港施設用地 約 410平方メートル

道路用地 約 3,570平方メートル

水路用地 約 100平方メートル

4 出願年月日

平成14年3月27日

○愛媛県告示第986号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び吉田町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

吉田町

北宇和郡吉田町大字東小路甲70番地

代表者 町長 清家 文男

北宇和郡吉田町大字奥浦甲1419番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字深浦字ヲヲギダ1番耕地407番10地先から同字ヲヲギダ1番耕地407番2地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（町道深浦上線）に設置した金属錕）は、北緯33度19分3秒、東経132度30分17秒の地点

1点は、基点から真北78度41分41秒138.59メートルの地点

2点は、1点から真北159度55分12秒14.11メートルの地点

3点は、2点から真北208度30分16秒3.97メートルの地点

4点は、3点から真北257度40分39秒6.65メートルの地点

5点は、4点から真北257度12分9秒6.65メートルの地点

6点は、5点から真北256度36分41秒10.11メートルの地点

7点は、6点から真北255度53分47秒10.11メートルの地点

8点は、7点から真北255度26分12秒3.14メートルの地点

9点は、8点から真北292度38分12秒4.35メートルの地点

10点は、9点から真北329度3分5秒6.16メートルの地点

11点は、10点から真北 319 度40分25秒2 .15メートルの地点  
 ウ 面積  
 594 .09平方メートル  
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域  
 ア 位置  
 北宇和郡吉田町大字深浦字ヲヲギダ 1 番耕地 407 番12地先から同字ヲヲギダ 1 番耕地 407 番14地先までの公有水面及び陸域  
 イ 区域  
 次の1点から9点までを順次直線で結んだ線及び9点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
 基点（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2 番耕地 474 番 2 地先の道（町道深浦上線）に設置した金属錕）は、北緯33度19分 3 秒、東経 132 度30分17秒の地点  
 1点は、基点から真北71度 7 分43秒 86 .68メートルの地点  
 2点は、1点から真北62度 0 分53秒7 .76メートルの地点

3点は、2点から真北65度 8 分35秒 26 .86メートルの地点  
 4点は、3点から真北74度51分13秒 13 .61メートルの地点  
 5点は、4点から真北92度55分41秒3 .58メートルの地点  
 6点は、5点から真北 159 度55分14秒 34 .61メートルの地点  
 7点は、6点から真北 208 度29分56秒4 .88メートルの地点  
 8点は、7点から真北 256 度37分 0 秒 37 .41メートルの地点  
 9点は、8点から真北 292 度38分 9 秒5 .02メートルの地点  
 ウ 面積  
 1 ,745 .87平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 公園用地  
 4 出願年月日  
 平成14年 3月27日

○愛媛県告示第 987 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市大字合田2140番12地先から 同大字1930番 7 地先まで	旧	メートル 5 .8 ~ 10 .3	キロメートル 0 .112	
			新	17 .0 ~ 23 .6	0 .112	
"	"	八幡浜市大字合田1930番 7 地先から 同大字1925番 1 地先まで	旧	5 .8 ~ 7 .0	0 .092	
			新	5 .8 ~ 7 .0 15 .2 ~ 18 .4	0 .092 0 .086	
"	"	八幡浜市大字合田1925番 1 地先から 同大字1911番 9 地先まで	旧	6 .0 ~ 10 .6	0 .054	
			新	15 .0 ~ 25 .0	0 .054	

○愛媛県告示第 988 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市大字合田1935番 1 地先から 同大字1911番 9 地先まで	平成14年 5月10日

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成13年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位:件)

Table with 7 columns: 区分, 請求等の件数, 公開, 部分公開, 非公開, 処理中, 取下げ. Rows for 公開請求 and 公開申請.

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。
注3 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists various departments like 総務部, 企画情報部, etc.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

Table with 3 columns: 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists document types like 教科書採択関係文書, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists categories like (1) 県内に住所を有する者, etc.

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

Table with 8 columns: 不服申立て件数, 処理の状況 (却下, 棄却, 一部認容, 認容, 審理中, 取下げ). Rows for 平成12年度 and 平成13年度.

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

(単位:件)

Table with 7 columns: 不服申出件数, 処理の状況 (棄却, 一部認容, 認容, 審理中, 取下げ). Rows for 平成12年度 and 平成13年度.

注 不服申出とは、公文書の公開申請に対する決定について、要綱に基づく不服申出をいう。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Details for 特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター.

## ○公 告

## 愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則（昭和46年愛媛県規則第13号）第9条第1項の規定による平成15年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成14年 5月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

科 別	期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
歯科衛生 士科	(1) 一般入学試験 平成15年 2月14日（金） (2) 推薦入学試験 平成14年 10月19日（土）	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立歯科技 術専門学校	2 年	40人（うち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、20人程 度）	高等学校卒業者（平成15年3月 卒業見込みの者を含む。）又はこ れと同等以上の学力があると認め られた者。ただし、推薦入学試験 を受ける場合にあつては、愛媛県 内の高等学校を同月卒業見込みの 者で、在学高等学校の校長の推薦 を受けたものに限る。	歯科衛生士試 験の受験資格が 得られる。
歯科技工 士科	(1) 一般入学試験 平成15年 2月14日（金） (2) 推薦入学試験 平成14年 10月19日（土）	同 上	2 年	20人（うち、推薦 入学試験 による募 集人員は 、10人程 度）	同 上	歯科技工士試 験の受験資格が 得られる。

## 2 提出書類等

## (1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書（出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。）

イ 健康診断書

ウ 入学資格を証明する書類（卒業証明書、卒業見込証明書等）

エ 最終出身校の成績証明書

オ 推薦入学試験を受ける場合にあつては、在学高等学校の校長の推薦書

## (2) 入学願書及び健康診断書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（32.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

## (3) 入学願書の受付期間及び提出先

## ア 受付期間

## (ア) 一般入学試験

平成15年1月10日（金）から27日（月）まで

## (イ) 推薦入学試験

平成14年10月2日（水）から9日（水）まで

## (ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

## イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

（郵便番号 791 2101）

愛媛県立歯科技術専門学校

## 3 合格発表

## (1) 一般入学試験

平成15年2月27日（木）午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

## (2) 推薦入学試験

平成14年11月1日（金）に在学高等学校の校長を通じて、可否を本人あて通知する。

## 4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第3号

## 平成14年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成14年 5月10日

愛媛県人事委員会

〔松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁内 〒790-8570〕  
 〔電話(089)941-2111 内線3576・3577〕

平成14年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

平成14年5月13日（月）から5月31日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容	
行政事務	31人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。	
行政事務(情報)	5人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。	
学校事務	11人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。	
警察事務	6人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。	
児童自立支援専門員	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童が健全な社会生活を営むための自立支援や学習指導等の業務に従事します。	
土木	12人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、港湾、都市計画等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。	
農業土木	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、土地改良、農業基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。	
農業	6人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術・農業経営・農村生活に関する普及指導、農業に関する試験研究等の業務に従事します。	
林業	3人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、森林整備の推進、治山林道事業、森林・林業に関する試験研究等の業務に従事します。	
畜産	2人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産物の生産流通、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。	
水産	3人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事します。	
化学	5人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。	
機械	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置の設計、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。	
職業訓練指導員	配管	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、配管に係る製図、施工等に関する専門知識を生かして職業訓練指導等の業務に従事します。
	溶接	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、溶接、金属切断等に関する専門知識を生かして職業訓練指導等の業務に従事します。
薬剤師	2人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。	
心理判定員	2人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童、保護者等に対するカウンセリング、心理療法等の業務に従事します。	
電気(警察)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察施設の電気設備の設計・施工・維持管理等の業務に従事します。	

3 受験資格

- (1) 昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者（昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成15年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 児童自立支援専門員、農業、職業訓練指導員、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
児童自立支援専門員	児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成15年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
農 業	改良普及員（基礎選択項目農業経営又は生活経営）の資格を有する者又は平成15年3月末日までに改良普及員の資格を取得する見込みの者
職業訓練指導員	配 管 職業訓練指導員（配管科）の免許を有する者又は平成15年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
	溶 接 職業訓練指導員（溶接科）の免許を有する者又は平成15年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成15年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
心 理 判 定 員	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成15年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。  
なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

ア 口述試験

イ 集団討論

ウ 作文試験

エ 適性検査

オ 身体検査

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	試 験 区 分	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成14年6月23日 (日曜日) 午前9時から 午後3時まで  (午前 教養試験) (午後 専門試験)	行 政 事 務	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成14年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		行政事務(情報)		
		学 校 事 務		
		警 察 事 務		
		児 童 自 立 支 援 専 門 員	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	
		土 木		
		農 業 土 木		
		農 業		
		林 業		
		畜 産		
		水 産		
		化 学		
機 械				

	<table border="1"> <tr> <td>職業訓練指導員</td> <td>配管 溶接</td> </tr> <tr> <td colspan="2">薬 剤 師</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心 理 判 定 員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電 気(警察)</td> </tr> </table>	職業訓練指導員	配管 溶接	薬 剤 師		心 理 判 定 員		電 気(警察)		
職業訓練指導員	配管 溶接									
薬 剤 師										
心 理 判 定 員										
電 気(警察)										
第 2 次 試 験	第 1 次試験に合格した者に通知します。	平成14年 8月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。								

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成15年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 児童自立支援専門員、農業、職業訓練指導員、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、児童自立支援専門員、土木、農業土木、農業、林業、畜産、水産、化学、機械、職業訓練指導員（配管、溶接）、心理判定員、電気（警察）	行政職給料表 2 級 2 号給 174 400円
薬剤師	医療職給料表(□) 2 級 2 号給 180 400円

8 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市中央区瓦町一丁目 7 番 7 号 電話（06）6202 - 7846）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近 6 箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 4.5 センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が 6 月 17 日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分（合格発表当日のみ、午後 1 時）から午後 5 時 15 分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。



区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行 政 事 務 学 校 事 務 警 察 事 務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
行政事務(情報)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学、物理、電子工学、通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
児童自立支援専門員	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査
土 木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、家政学原論、被服学、食物、住居学、家庭管理、家族関係、保健衛生学、教育方法
林 業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
水 産	水産学通論、漁政、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済
化 学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
機 械	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作
職業訓練指導員	配 管 数学、物理、建築工学、安全衛生、配管設備、配管製図、施工法
	溶 接 数学、物理、材料、製図、溶接法、測定法、安全衛生、特殊溶接法、試験検査法
( 共 通 分 野 ) 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規	
薬 剤 師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
心 理 判 定 員	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学
電 気(警察)	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成14年5月10日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

少年指導委員の氏名	住 所	活 動 区 域
重 見 紘 一	新居浜市新須賀町四丁目14番4号	新居浜市のうち港町、若水町一・二丁目、徳常町、繁本町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町一・二丁目、北新町、西原町一・二丁目、新須賀町一～三丁目及び田所町の区域
山 口 昇	新居浜市泉宮町9番25号	
近 藤 和 夫	新居浜市泉宮町6番10号	
和 泉 徹	新居浜市港町四丁目14番19号	
長 島 清 志	今治市大正町七丁目1番3号	今治市のうち常盤町一～四丁目、恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、末広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～三丁目、風早町一～三丁目、本町一～三丁目、米屋町一～三丁目、室屋町一～三丁目、栄町一～三丁目、共栄町一～三丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目、南大門町一丁目及び北宝来町一丁目の区域
村 井 實 雄	今治市近見町二丁目6番41号	
丸 山 幹 夫	今治市南鳥生町四丁目2番4号	
渡 部 穎 藏	松山市北立花町7番地7	松山市のうち大街道一・二丁目、一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、三番町一～六丁目、千舟町一～六丁目、湊町一～六丁目、柳井町一～三丁目、河原町、北立花町、永木町二丁目、永代町、南堀端町、勝山町一丁目及び花園町の区域
田 村 功	松山市三番町一丁目1番地4	
西 尾 美 智 子	松山市永木町一丁目2番地19	
横 田 善 子	松山市東一万町7番地	
井 上 章	松山市道後一万7番9号	
山 崎 八 重	松山市湊町二丁目5番地20	
小 池 功	松山市湊町三丁目1番地15	松山市のうち道後町一・二丁目、道後喜多町、道後湯之町、道後緑台、道後多幸町、道後湯月町、道後鷺谷町、道後塚、上市一・二丁目、岩崎町一・二丁目、南町一丁目及び道後公園の区域
片 桐 信 志	松山市岩崎町二丁目12番4号	
宮 岡 郁 美	松山市道後緑台6番31号	
束 村 三 枝 子	松山市岩崎町一丁目2番10号	宇和島市のうち本町追手一・二丁目、中央町一・二丁目、新町一・二丁目、恵美須町一・二丁目、錦町、栄町港一～三丁目及び丸之内一～五丁目の区域
内 升 徹	宇和島市恵美須町二丁目5番12号	
竹 内 正	宇和島市愛宕町一丁目1番18号	

雑 報

○公 告

工事の着手について

次の対象事業に係る工事に着手したので、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1項第1号の規定により、次のとおり公告します。

平成14年5月10日

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福 島 孝 一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 住友金属鉱山株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 福島孝一
- (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋五丁目11番3号

2 対象事業の名称、種類及び規模、対象事業の実施区域並びに工事着手時期

- (1) 名称 住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸設備増強計画
- (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
- (3) 規模 排出水量 246,100 m<sup>3</sup>/日増加
- (4) 対象事業の実施区域 愛媛県西条市船屋字新地乙 145番地1
- (5) 工事着手時期 平成14年4月22日